

## ○ 破壊活動防止法違反事件請訓規程

昭和二十七年七月十九日法務府検務局検務秘第一五七〇号  
訓令、検事総長、検事長、検事正あて

### 破壊活動防止法違反事件請訓規程

第一條　破壊活動防止法違反事件（但し、第四十五條違反事件を除く。以下同じ。）について、  
捜査に着手する場合には、「処分請訓規程」の例に準じ、あらかじめ、上司の指揮を受けなければならぬ。但し、現行犯人（刑事訴訟法第二百十二條第二項の規定により現行犯人とみなされる者を含む。以下同じ。）を逮捕する場合及び現行犯人を追跡中見失つたが令状請求の暇のない間に再びこれを発見して刑事訴訟法第二百十條の規定により逮捕する場合は、この限りでない。

2　前項の手続は、司法警察職員（刑事訴訟法第百九十條に規定する司法警察職員として職務を行う者を含む。）が捜査に着手する場合にも、検事正からこれを行うものとする。

第二條　破壊活動防止法違反事件について、起訴又は不起訴の処分を行う場合には「処分請訓規程」の例により、あらかじめ、上司の指揮を受けなければならない。

### 附 則

この規程は、破壊活動防止法施行の日から施行する。